

会 議 名	第16回 港区景観審議会
開 催 日 時	平成29年5月16日(火曜日) 午後6時30分から午後8時30分まで
開 催 場 所	区役所9階911会議室
委 員	(出席者) 齋藤 潮 会長 杉山 朗子 副会長 池邊このみ 委員 大倉 富美雄 委員 倉田 直道 委員 沼田 麻美子 委員 岡元 隆治 委員 八木 嘉也 委員 唯是 一寿 委員 (欠席者) 宮脇 勝 委員
	(臨時委員：港区景観アドバイザー) 藤野 珠枝 氏 吉田 慎悟 氏
事 務 局	街づくり事業担当部長、都市計画課長、開発指導課長、土木施設管理課長、街づくり計画担当係長・係員、景観指導係長・係員、土木監察担当係長
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1. 開会 2. 議事 (報告事項) ・ 港区屋外広告物景観形成ガイドラインについて ・ 平成29年度港区景観表彰について 3. 閉会
配 付 資 料	資料1 概要資料 資料2 港区屋外広告物景観形成ガイドライン (素案) 資料3 港区屋外広告物景観形成ガイドライン (概要版) 資料4 条例改正の方針について 資料5 平成29年度港区景観表彰の実施概要及びスケジュール 参考資料1 検討体制について (体制図・港区屋外広告物景観形成検討委員会委員名簿) 参考資料2 全体スケジュール 参考資料3 他区の条例との比較表

会議の結果及び主要な発言

報告事項（港区屋外広告物景観形成ガイドラインについて）

事務局

（概要説明）

会長

屋外広告物の検討委員会では、本日出席しているC委員、Aアドバイザーのほか、関係団体として実際に屋外広告物を掲出する側の方々にも参画いただき、議論したということである。この経緯について質問はあるか。
ないようであれば、内容の説明をお願いしたい。

事務局

（説明）

会長

ガイドラインをまとめるに当たり、現時点でここまで来ているという報告であり、これをさらによくするために皆さんの知恵を借りたいという趣旨である。自由に発言いただきたいと思うが、いかがか。

A委員

「誘導を図る」の漢字に誤記がある部分は修正願いたい。
住宅地に関して、ポールの色も推奨してはどうか。また、地色の推奨色を黄系か茶系に絞り込んでいる理由は何か。かなり厳しい印象を受ける。さらに、運河沿いの地域では、色彩を特定している。色彩の範囲を決めている箇所と決めていない箇所がある理由、抑制の趣旨が知りたい。また、大規模な公園・緑地周辺も色彩を規制しているが、周辺の範囲はどこか。公園内は含まれないということか。
最後に、デジタルサイネージについての記載があまり無いように見える。地区別にメリハリをつけていくような考えはあるのか。

事務局

水辺地区の色彩規制については、東京都景観計画の内容を引き継いでいるものである。住宅地のポールの色については、あまり派手な色にしてほしくないということもあるので、今後の誘導の中で対応していければと思う。また、大規模公園・緑地周辺については、公園内についても周辺と同様に配慮を求めていきたい。推奨色については、このような住宅地や公園周辺など、少し抑制をお願いしたい場所に限り、低層部の地色ということを示している。
プロジェクションマッピングなどの音や映像が発せられるものについては、ガイドラインの16ページから17ページにまとめている。まだ事例は少ないが相談を受けるケースはあり、事前協議制度を利用して担保をとっていく形となる。また、具体例としては25ページに映像装置付きの広告物として取り上げている。ガイドライン改定時など、将来的に具体例を増やしていければと考えている。

<u>A委員</u>	高層部のデジタルサイネージは認めないということか。
<u>事務局</u>	屋外広告物条例上禁止はしていないため、設置を認めないということは言いにくい。周辺環境に鑑みて協議を進めていくという形は取りたいと考えている。
<u>B委員</u>	<p>ガイドラインの3ページで、屋外広告物に求められるものとして安全性と快適性の2点が謳われている。しかしながら、快適性に該当するデザインに関する配慮事項というのは網羅的に記載が見られるが、安全性に関する配慮がいまいち読み取れない。テーマとして安全と快適という2つのキーワードを設けているのであれば、このセーフティとデザインの2点が分かるように章立てを考えるべきではないか。美観イコール安全ではないはずなので、安全基準を現行の法令とか条例からある程度抽出する、又は区独自で設けても良いのではないかと思う。</p> <p>また、56ページに適正な管理に向けた取り組みということで、安全性を阻害するような行為があった場合の取り締まりを記載しているが、取り締まりだけではなく自発的に安全をつくり出す取組を事業者に動機づけするようなものが含まれていたほうが良いのではないか。特に最近、看板の落下事故などが全国的に多いので、生活者は安全に関する内容の方に興味がある。</p> <p>一義には安全があって、その上にデザインが来るという考え方になるような設計をした方が良いのではないか。</p>
<u>事務局</u>	ご指摘の内容は検討委員会でも出されており、3ページにある「美観だけでなく、安全にも配慮を」の記載は、当初なかったものを検討委員会の意見を受けて追加したものである。重要性は十分に認識しているが、景観形成のガイドラインということもあり、書けるものは書いていくようにしている。
<u>会長</u>	屋外広告物条例では安全に関するルールがあるのか。そちらを見るような誘導ができるのか。
<u>B委員</u>	広告物安全法のようなものがあるわけではないが、様々な法令の中に安全に関する条文や概念があるので、そういうものをしっかりピックアップするとともに、港区の特性を含めて、港区の広告物安全基準のようなものを附則で設けても良いのではないかと思う。安全について明記した上でデザインも続くという章立てにしたほうがガイドラインとしては適切な感じがする。
<u>会長</u>	「看板の安全管理ガイドブック」をインターネットからダウンロードするという記載があるが、これはどのようなものか。
<u>事務局</u>	国交省のサイトからダウンロードできるようになっている。こうしたホームペー

	<p>ジヤ連絡先一覧などを、別途チラシを作成して配布する予定である。</p>
<u>会長</u>	<p>趣旨としては、このガイドラインは意匠に関するガイドラインで、安全の事由についてはこちらを見てくださいといったバトンタッチを行う仕組みなのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>あくまでこちらはデザインで、安全の話は東京都の屋外広告物条例にのっとったという考えである。委員のご意見のとおり、今、国全体としては落下事故を受けてかなり安全のほうに傾いている。検討委員会の中でも、屋外広告物を設置した後の安全の点検という項目を新たに加えようという話も出ていることから、そういったところでは改めて連絡先だけではなくて、実働的なところでも結びつけていければと思う。</p>
<u>C委員</u>	<p>私は検討委員会の委員長をしているので、そこでの議論について少し補足をさせてもらおうと、屋外広告物業者の方たちは、安全性がまさにファーストプライオリティであるという感覚を持っており、委員会の中でもそういう発言はかなりあった。そこをどういう形で景観とすみ分ける、又は連携させるのが事務局もかなり苦勞していたと思う。なかなか難しいところだが、実態として、景観の方は既存の屋外広告物のチェックよりもこれから設置されるもののチェックという役割の方が大きく、安全性の方は逆に既についている屋外広告物の安全性の問題の方が非常に深刻であるという意味で、チェックの時点のズレということがまずあると思う。既にあるものの安全性をどのようにチェックしていったらいいかという課題は悩ましいところでもある。</p>
<u>B委員</u>	<p>2章のデザインの配慮事項で「要素別」とあるが、ここに素材は入ってこないのか。安全性は素材によって相当異なってくると思われる。</p>
<u>C委員</u>	<p>安全性に対する意識の書込みについては、例えば維持・管理の視点というものは景観にもあり、そういった視点からは共通するかもしれない。</p>
<u>D委員</u>	<p>このガイドラインを策定する一方で、資料4には、港区景観条例と施行規則について改正が必要であると記載されている。東京都の屋外広告物条例、港区景観計画がある中で、今回のものはどこを埋めるため作っているのか。</p> <p>もう1点は、景観条例と施行規則の改正はいつ行い、何を目指しているのか。その改正によりガイドラインの内容も変わるのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>まず都条例の中で禁止区域などを定めている。ただし、どこまで広告を出せるかという点について、面積などの規定はあるものの、表示内容まではカバーできていない状況である。景観部門としては、出すのであれば良いものを出してもらい、</p>

	街並みをよくしていきたいという考えに基づき、規制を強化するというよりは、既にある景観計画の配慮事項を柔軟に運用し、誘導していこうということでガイドラインを作っている。
<u>D委員</u>	景観条例と施行規則の改正がなくてもそのままいける内容なのか、もしくは改正した後は内容が変わるのか。
<u>事務局</u>	条例については、本年の11月の第4回の定例会に上程をして改正をする予定である。それによって内容が変わることは無い。素案の46、47ページに条例に基づく誘導の記載がある。
<u>D委員</u>	このガイドラインは要するに条例が改正した後のものであるという理解で良いか。
<u>事務局</u>	その通りである。それを見越して作っている。屋外広告物については事前協議制度自体が無い場合、条例改正により担保したいというのが趣旨である。
<u>D委員</u>	このガイドライン及び概要版はどの程度の部数を作り。こういった形で配布するのか。
<u>事務局</u>	ガイドラインは、現時点では1,000冊程度の印刷を予定しており、販売を行うほか、ホームページにも掲載する。また、広く一般に配布しようと思っているのは概要版ではなく、49ページの下に記載しているパンフレットである。概要版よりもわかりやすいものを2,000部程度作成し、無償配布していこうと思っている。
<u>E委員</u>	これから作られるものに対しては指導ができると思うが、せめて景観形成特別地区内については既存の屋外広告物にも指導を行うといった姿勢があるのか。
<u>事務局</u>	事前協議の対象は、新規に設置するもののほか、表示内容を変える場合も含まれる。許可申請が不要なものは事前協議対象とならないが、こうした屋外広告物についても普及啓発に取り組んでいく旨を記載している。
<u>E委員</u>	運用上、良い事例だけでなく、駄目な事例も手元に用意しておいた方が指導しやすいと思うが、いかがか。
<u>事務局</u>	これが駄目であるというラインよりも、こういったものが良くて、それにどう近づけていくのかというところを、事前協議制度により実績を積み重ねていきたい。

	<p>具体的に駄目な写真を載せることは難しいので、例えば改善前、改善後という形でイメージを示しているところはある。</p>
<u>E 委員</u>	<p>ガイドラインにはもちろん載せてはいけないと思うが、手元に写真等を蓄積しておく方が良いと感じた。</p>
<u>事務局</u>	<p>運用上、頻繁に現場に行くので、その都度様々な状況を把握しており、事前協議を積み重ねていく中で方法を模索していきたい。</p>
<u>E 委員</u>	<p>4、5 ページで個性という単語が並んでいるが、一方を他の表現にした方が良いのではないか。</p>
<u>事務局</u>	<p>ご指摘の通りなので検討したい。</p>
<u>F 委員</u>	<p>ガイドラインの位置づけは明確になっているのか。また、景観アドバイザーは何人体制なのか。協議で相手が納得しないときに、ガイドラインの位置づけをどう考えているのかが明確でないと感じる。</p> <p>また、賃貸ビル等で階ごとに袖看板を設置することが一般的だと思うが、ガイドラインでは好ましくないという方向性を示しているのか。</p> <p>屋外広告物の更新の際に確認申請の対象となるものは、構造のチェックにより安全性が確認できるが、対象とならないものは安全性のチェックがない状況である。また、東京都の条例の場合では、更新の際に個々にボルトの緩みなどをチェックしているわけではないので、先ほどの3 ページで安全について記載があっても中途半端に書いてあるだけという感じがする。</p>
<u>会長</u>	<p>ガイドラインの位置づけ、強制力があるのかということについてはいかがか。</p>
<u>事務局</u>	<p>2 ページの上段にガイドラインの位置づけを記載しているが、配慮をお願いするという性質のものであり、強制力があるものではない。なお、事前協議制度において担保をとっていくために、勧告を条例に規定することを考えている。</p> <p>アドバイザーの体制は、建築のアドバイザーとデザインのアドバイザーの2 名体制を考えている。</p> <p>袖看板については、良くない事例をある程度示した上で、改善例を模式的に示す形をとっている。</p> <p>最後に小規模なものの取扱いだが、まずは景観に影響の大きいものから事前協議により直接的に取り組んでいくほか、49 ページに記載のとおり、普及啓発に取り組んでいきたい。実績のある景観表彰制度の活用などはできるだけ早急に制度設計していくなど、総合的な取組により意識を高めていきたい。</p>

<u>会長</u>	地域パトロールというのはどういう人がやっているのか。
<u>事務局</u>	地域の方が主体であり、パトロールによっては警察官など関係機関が連携して取り締まっている。我々が取材に行ったところは、赤坂警察から2名来て、路上に出ている看板などを直接指導し、その場で改善させていた。
<u>会長</u>	G委員、H委員は何か意見があるか。
<u>G委員</u>	48ページにあるようなフラッグについては全く協議対象にならないのか。例えば非常にビビットな色であった場合は取り締まれるのか。
<u>事務局</u>	小規模なものは直接的には協議の対象にならない。
<u>C委員</u>	これから設置される屋外広告物全てを事前協議にかけるというのは現実的でなく、行政にも限界もあることから、小規模広告などは地域のまちづくりの中で自主的にやっていくしかない。それを推奨していくことの方がより現実的だと思う。
<u>H委員</u>	<p>ガイドラインの出来を見て、かなり質のいいものに感じる。安全性の議論については、最初はこんなものをつくりたいというイメージがあって、それをどうしようかということ、結果的に安全の問題が出てくるというプロセスがあると個人的には感じている。</p> <p>一点、46ページにある屋外広告物の景観誘導については、これが核になる部分であることから、最初のほうで分かるようにしてはどうか。2ページに質の高い広告物の表示・掲出となるよう配慮をお願いしますとあるが、この部分でもう少し具体的な誘導方法を見せる工夫があるのではないか。</p>
<u>C委員</u>	検討委員会では、広告業者の方々を含め、非常に細かいところにわたって建設的な意見が出され、事務局もいろいろ工夫をしてきた。そういう意味では皆の努力で出来あがってきたと思う。さらにこれを実際使う立場に立って、もう少しここを工夫すると良くなるのではという意見をもらえると、さらに良いものになると思う。
<u>会長</u>	アドバイザーの方々から何かあるか。
<u>Aアドバイザー</u>	<p>私も検討委員会に出席していたが、写真については相当詳細に議論をして選択した。</p> <p>また港区では建築物等のアドバイスの会議でも景観計画で示している内容以上の</p>

	<p>助言を行い、それを聞いてくれる土壌が育ってきている。今回屋外広告物のガイドラインを策定し、その内容に添ってアドバイスをしていくことで、徐々に事例が蓄積され、その事例がまた次に活かされる。ガイドラインで終わらず、アドバイザー会議で細やかな景観上の配慮事項も検討し助言していくシステムは、今後の屋外広告物のデザインの質の向上を目指す宣言にもなっていると思う。</p>
<u>B アドバイザー</u>	<p>私は景観アドバイザーである一方、区民でもあり、2ページに記載されている区民の役割が大事だと思う。自分の地域が美しくあってほしいという思いを、もう少し表に出せる役割を区民に与えたほうが良いと思う。必要というよりは当然やるべきではないかと私は思っており、もう少し区民が意識を高くもつということをしっかり謳った方が良いのではないかな。</p>
<u>会長</u>	<p>ほかにどうか。</p>
<u>A委員</u>	<p>例えば看板の大きさなどで、条例上問題は無いが、道幅に照らして少し大き過ぎるとか、突き出し看板が綺麗に並んでいるところに大きなものが付けられるような事例を見る。そうした点をもう少し記載できないだろうか。</p> <p>また、写真について気になるものが何点かある。セールの写真が最初にあるが、それよりも長く店構えとして持っているものを最初に掲載すべきではないか。</p> <p>また、8ページの参道の写真からは、私は風情は感じられない。看板の部分の指しているのだと思うが伝わらない。その他、フラッグの色とベースの色が違って何が良いのか疑問なものや、文章と写真の整合性が取れていないと思われるものがある。</p>
<u>C委員</u>	<p>写真の入れ替えに文章が追いついていない部分があると思われる。</p>
<u>A委員</u>	<p>ガラス面を使った広告など、色彩がきつくてバラバラなものが表示されていて問題事例が多いと感じているが、あくまで配慮事項であり強くは言えないのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>これまでは言葉でしか指導できなかったが、ガイドラインを作ることによって、広告主に対して、こういう指針ができていますのでもう少し配慮してもらえないかという協議がしやすくなるものである。</p>
<u>会長</u>	<p>写真についての意見は参考にされたい。文章との整合性も確認すること。</p>
<u>事務局</u>	<p>写真については、掲載に当たっての許可が取れずに苦勞しており、入れ替えが多々起こっている状況である。しっかり確認をしたい。</p>

<u>C委員</u>	普段頑張っているところでも、セールの時になると配慮せずに掲示をしてしまうというのはよく見かけるケースである。そういう意味での意識付けではないかと受け取った。
<u>D委員</u>	ロゴのアップのようなものはあまり参考になるものではなく、避けたほうが良いのではないかと感じた。また、あまりレベルの高いものを見せなくても、そこそこ頑張っているもので良いのではというのが私の感想である。
<u>会長</u>	ほかにどうか。
<u>B委員</u>	5ページの地域の「個性」を生かした魅力について、よく区の基本計画等でこの単語を使いたがる傾向にあるが、行政文書としては「特性」に統一しているのではないか。地域の特性を生かすと言えば、個性よりも幅が広いと思う。また、4ページの「港区らしい」街並みという言葉も、極めてあいまいな概念で、あまり客観性がない。言いたいことは分かるが、行政文書でジェネラルでないと思う。
<u>事務局</u>	そこの表現は考えたい
<u>G委員</u>	「水と緑のネットワークを強化し」とあるが、掲載されているほとんどが人工物になっている。港区には水辺と緑のしっかりした基盤のネットワークがあるので、それを掲載した上で、加えてこうした人工的な緑があるのはとてもいいことだと思う。
<u>A委員</u>	水辺と言いながら、運河のような水辺が掲載されていない。
<u>会長</u>	ほかはどうか。気になるところは無いか。
<u>H委員</u>	細かい話で恐縮だが、各ページの見出しの色を各章の色に合わせることで、より見やすくなるのではないか。
<u>会長</u>	今の意見も参考にしてほしい。 たくさんの意見をもらったので、事務局で整理し、反映すべき点はお願いしたい。
<u>D委員</u>	先ほど質問した景観条例改正の方針についての資料があるが、ガイドラインの策定と同程度もしくはより大きな話であると思うが、この資料について全く説明がなくて良いのか。
<u>会長</u>	事務局としてどうか。

<p><u>事務局</u></p> <p><u>D委員</u></p> <p><u>事務局</u></p> <p><u>D委員</u></p>	<p>大変失礼した。事務局としては、条例改正の内容は要約するとガイドラインの46、47ページに織り込まれていること、審議内容のボリュームがある中で、説明の重複があると思い、説明を当初控えさせていただいた状況である。</p> <p>時間があれば説明する予定だったということか。しかしながら、条例改正の方針を審議会に説明したのかどうかということは一番大切な部分である。資料の説明だけでなく、議事の中にも入れるべき話であろう。これまで指導、誘導だったものが、勧告に関する規定を追加する、一種の強制力ができるという理解をしているが。</p> <p>ガイドラインを運用していく中で、委員ご指摘のとおり、しっかり指導をしていきたいということで、屋外広告物についても条例で規定するという趣旨である。</p> <p>条例の改正が景観審議会と直接関わるものではないと理解はしているが、これだけ重要なものであるから、審議会開催の機会にしっかり説明してほしい。この条例改正が通ることを前提にしてガイドラインがあるはずである。議事は進行してかまわないが、配慮をお願いしたい。</p>
<p><u>事務局</u></p> <p><u>会長</u></p> <p><u>F委員</u></p> <p><u>事務局</u></p> <p><u>会長</u></p> <p><u>F委員</u></p>	<p>報告事項（平成29年度港区景観表彰について）</p> <p>（説明）</p> <p>質問などあるか。</p> <p>景観街づくり賞について、表彰選定審査会としては予備選定で絞り込まれた数件の中から選ぶだけなのか。</p> <p>景観街づくり賞は100件近い膨大な件数の中から絞り込むため、対象となる協議案件の助言に日頃携わっている景観アドバイザーの方々に絞り込みをお願いした上で、最終審査及び賞の決定の部分を表彰選定審査会で行うという役割分担で考えている。</p> <p>委員の希望としてはどういった意見か。</p> <p>区民景観セレクションは、予備選定の採点結果を記載した一覧表の中から何点選ぶか、現地視察をどれにするかという流れであったので、景観街づくり賞についても、予備選定の中で具体的に評価された点が分かれば良いと思う。</p>

<p><u>会長</u></p>	<p>現地視察に行く上で、こういう観点で評価されているという情報は無いのかということか。</p>
<p><u>F委員</u></p>	<p>当然絞り込まれた理由があると思うので、そうした内容が分かれば良いと思う。</p>
<p><u>事務局</u></p>	<p>景観協議の全件から絞り込むことは非常に大変な作業だと認識している。アドバイザーの方々は、過去に図面を見て協議をしていることから、効率的に良いものを選んでもらえるという観点で予備選定をお願いしている。今回の予備選定の採点結果としては、上位の5件とそれ以下に格差があり、この5件を対象にしていこうということでまとめたが、その中で2件辞退が出たため、最終的に3件になっている。</p>
<p><u>会長</u></p>	<p>委員の意見としては、アドバイザーがどういう理由で選んだのかを知りたいという意味である。現地視察の際には、各案件のファイルが配られて説明が行われるはずである。</p>
<p><u>事務局</u></p>	<p>説明が不足して失礼した。</p>
<p><u>D委員</u></p>	<p>区民景観セレクションについては非常に数が少なかった。今のやり方では、数年たっても港区の景観を代表するものが集まるとは思えないので、来年は募集の期間を増やすなり、もう少し知恵を出す必要がある。その辺の説明があるべきである。</p>
<p><u>B委員</u></p>	<p>区民景観セレクションも歴史的景観、斬新的景観などジャンル別に分けていくべきであろう。また、新橋の景観などは例えばB級景観セレクションのように、多少ひねったアイデアでやっていかないと、1つの景観セレクションの括りにまとめて審査をすることは相当難しい。トライアル&エラーではあるが、今後、今のやり方では難しいのではないかと感じた。</p>
<p><u>事務局</u></p>	<p>第1回をやってみて課題も出てきている。表彰選定審査会でも、例えば応募されたタイトルの取扱いなど、様々な議論がなされた。</p>
<p><u>D委員</u></p>	<p>公募が出揃ったのが3月である。いろいろ検討している、では遅すぎる。来年に間に合わせるために何とかしなければならない。</p>
<p><u>事務局</u></p>	<p>事務局としてはベストを尽くしているつもりではある。委員の指摘のとおり、32件という応募件数が多いとは思っていないし、応募の受付や予備選定など、そ</p>

<p><u>D委員</u></p> <p><u>事務局</u></p> <p><u>B委員</u></p> <p><u>D委員</u></p>	<p>それぞれの段階で、工夫が必要と感じた点や反省点はある。そうした点を踏まえて来年度の改善は検討していかなければいけない一方で、まず今年度の選定を進めなければいけないわけで、並行して進めていくことになる。</p> <p>並行できるであろう。また、去年、港区の他の部署でフォトコンテストをやっていることを知り、そこで集まったものの中から良さそうなものをもってはどうかという話を区にしたが、今年はどうするのか。</p> <p>観光フォトコンテストとは連携を図り、フォトコンテストのホームページに区民景観セレクションの案内を掲載してもらったり、観光協会の方でもチラシを置いてもらうなどの協力をしてもらった。しかし、フォトコンテストで集まった写真をそのまま景観セレクションに持ってくるのが適切かどうかは検討が必要であろう。</p> <p>前回の審議会でも発言したが、港区の景観なのか、東京都の景観なのかが分からないものもある。芝増上寺にレインボーブリッジとなりがちだが、それは東京の景観であって、港区の景観は我々生活者からすると違う部分もある。</p> <p>若干強引なことをしてでも、もう少し何とかしていただきたくお願いしたい。</p>
<p><u>事務局</u></p>	<p>3. 閉会</p> <p>次回の港区景観審議会は、7月25日の18時からで予定している。</p>
	<p>閉会</p>